

## 多様なニーズに対する対応に係る検討

## 1 多様なニーズに対する対応

運営方式の見直し（委託等）により、多様なニーズに対する対応のうち、以下の事業について平成32年度から実施する。

## (1) 平成32年度から実施するもの

- ① 障がい児保育の拡大
- ② アレルギーのある児童に対する対応
- ③ 要保護児童・要支援家庭に対する対応
- ④ 民間保育所等に対する対応

## (2) 順次運営方式を見直す中で平成35年度以降実施するもの

- ① 休日保育の実施
- ② 延長保育の更なる延長
- ③ 一時預かり保育（緊急も含む。）の拡大

## 2 職員体制

前項に掲げる事業実施に係る職員体制は、委託等により生み出される過員を直営園に配置することにより対応する。

## 【基本の状況（正規職員）】

区分	園長	保育士	看護師	栄養士	給食調理
正規職員	5人	93人	5人	5人	15人
1園当たり平均	1人	18.6人	1人	1人	3人

## 【現況（正規職員）】

区分	園長	保育士	看護師	栄養士	給食調理
正規職員	5人	84人	5人	5人	11人
再任用・任期付き	0人	9人	0人	0人	0人
計	5人	93人	5人	5人	11人
1園当たり平均	1人	18.6人	1人	1人	2.2人

## 【仮に1園委託等した場合】

区分	園長	保育士	看護師	栄養士	給食調理
正規職員	5人	84人	5人	5人	11人
再任用・任期付き	0人	9人	0人	0人	0人
計	5人	93人	5人	5人	11人
1園当たり平均	1.3人	21人	1.3人	1.3人	2.75人

## 3 具体的対応

## (1) 障がい児保育の拡大

定員及び年齢制限を撤廃する。現在の非常勤嘱託職員による加配対応は、当面継続するが、委託等の進捗により対応は検討することとする。

## (2) アレルギーのある児童に対する対応

現行どおり積極的に対応し、市内保育事業者等の支援（情報提供、研修、看護師、栄

養士等による支援)を実施する。

- (3) 要保護児童・要支援家庭に対する対応  
庁内・庁外の関係機関との連携を強化し、要保護児童・要支援家庭を積極的に支援する。
- (4) 民間保育所等に対する対応 (※)  
市内保育事業者等に対する支援、研修等を実施し、すべての保育施設との連携に取り組む。
- (5) その他の多様なニーズに対する対応  
委託等により生み出される過員を配置し、対応を検討する。

※ 民間保育所に対する対応として、市内の特定地域型保育事業 (3 施設)、保育室 (2 施設)、認証保育所 (6 施設)、家庭福祉員 (5 施設)、の支援等を行う場合、仮に 1 園委託等した場合は 1 施設当たり 5 施設、2 園委託等した場合は 1 施設当たり 7 施設、3 園委託等した場合は 1 園当たり 11 施設を受け持つこととなる (下表及び保育施設マップ参照)。

区分	5 園直営	4 園直営	3 園直営	2 園直営
受け持つ認可外施設数 (21 施設)	4 施設	5 施設	7 施設	11 施設

なお、認可保育所に対する連携の対応として、研修等の実施を行うが、その場合、特定の公立園が特定の民間園を対象とすることは想定しない。